

ペイジー口座振替受付サービス規定

(2020年4月1日改正)

1. (適用範囲)

- (1) 当行と預金口座振替に関する契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「収納機関」といいます。）もしくは当該収納機関から委託を受けた法人の窓口（以下「取扱窓口」といいます。）に対して、当行がカード規定にもとづいて発行するキャッシュカード（代理人カードを含みます。）のうち普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）のキャッシュカード（以下「カード」といいます。）を提示して、後記3（1）の預金口座振替の依頼を行うことにより当行の「ペイジー口座振替受付サービス」（以下「本サービス」といいます。）を利用する場合は、この規定により取扱います。
- (2) 本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者本人および代理人に限ります。
- (3) 本サービスは当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。

2. (利用方法等)

- (1) 本サービスを利用するときは、預金者は、みずからカードを取扱窓口に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、みずから端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ入力してください。
- (2) 次の場合には、本サービスを利用することはできません。
 - ①停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ②取扱窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払を受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合
- (3) 次の場合には、カードを本サービスに利用することはできません。
 - ①当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ②カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- (4) 当行が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。

3. (預金口座振替契約等)

- (1) 前記2（1）により暗証番号の入力がされ、端末機に預金口座振替契約の確認を表す電文が表示された時点で、預金者・収納機関間で預金者が収納機関に対し負担するある特定の債務を預金口座振替により支払う旨の契約が成立するとともに、預金者・当行間で次の契約（以下、「預金口座振替契約」といいます。）が成立されるものとしします。
 - ①収納機関から当行に都度送付される請求金額を、預金者に通知することなく、当該

口座から引落しのうえ、収納機関に支払うことができるものとします。

②当行の普通預金規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出なしに、前記①の引落しを行います。

③収納機関の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却します。また、振替指定日に当該口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。

④収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引き続き取扱うものとします。

(2) 預金者は、暗証番号等を入力する前に、端末機の表示および収納機関との間の契約書面等により、本サービス申込内容を確認するとともに、前項により預金口座振替契約が成立した後に端末機から出力される口座振替契約確認書（以下「確認書」といいます。）を確認するものとし、確認書が自己の意志に沿わない場合には、ただちに確認書記載の問い合わせ先に連絡してください。

(3) 預金口座振替契約を解除するときは、預金者から当行へ所定の手続きにより届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書等の送付がない等相当の事由があるときは、当行は預金口座振替契約が終了したものと取扱うことができるものとします。

4. (本サービスの利用停止)

(1) 本サービスを利用する機能は、当行所定の方法により当行本支店へ申し出ることにより停止することができます。当行はこの申出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

(2) なお、前記(1)による本サービス利用機能停止がなされても、停止前に成立した預金口座振替契約は、前記3.(3)によらない限り、その終了・解除はなされません。

5. (免責事項)

(1) 当行が、カードの磁気的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替の受付をしたうへは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

ただし、預金口座振替の受付が偽造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。

(2) 本サービスについて仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、お客様と収納機関との間で遅滞なくこれを解決するものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。

6. (読替規定)

この規定に定めない事項については、カード規定により取扱います。なお、カード規定の適用については、同規定14条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

7. (規定の変更等)

(1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2)前記(1)の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上